

議案第24号 小松島市人権条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

常用漢字表にない漢字の表記を一部改めるもの。

小松島市人権条例(平成14年小松島市条例第32号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>私たちは、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたが、今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別、子ども、障がい、本邦外出身者、性的指向又は性自認等に起因する課題が存在している。</p> <p>また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、個人や団体等に対するインターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチ等人権に関する課題が複雑化、多様化してきている。</p> <p>このような認識に立ち、私たち一人ひとりが人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、誰一人取り残されることのない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現することをめざし、この条例を制定する。</p>	<p>私たちは、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたが、今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別、子ども、障がい、本邦外出身者、性的指向又は性自認等に起因する課題が存在している。</p> <p>また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、個人や団体等に対するインターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷やヘイトスピーチ等人権に関する課題が複雑化、多様化してきている。</p> <p>このような認識に立ち、私たち一人ひとりが人権尊重の精神の^{かん}涵養に努めるとともに、誰一人取り残されることのない、すべての人々の人権が尊重される社会を実現することをめざし、この条例を制定する。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>